

名古屋銀行アプリ利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、個人のお客さま向けサービス「名古屋銀行アプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定および bankstage（バンクステージ）利用規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条 サービスの内容

1. 「名古屋銀行アプリ」サービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまのインターネットへの接続および閲覧が可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた、当行が提供するスマートフォンアプリケーションである本アプリを使用して、次項以降に定めるサービスをご利用いただけるものです。なお、本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。また、本サービスの利用は、日本国内に限られます。

「bankstage（個人向けインターネットバンキング）」（以下「bankstage」といいます）をご利用していないお客さまが本アプリの利用登録を行うと、bankstage についても同時に利用登録されます。なお、2024年10月以前から本アプリをご利用しているお客さまは、2024年10月以降のアップデートにより、旧データが移行されます。この際に本アプリに登録されている口座のうち、bankstage の契約がない口座については、同時に bankstage の利用登録がされます。

2. 残高照会・入出金明細照会

(1) 当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細を照会することができます。

(2) 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客さまが口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

(3) ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとします。

3. スマート通帳

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を照会、保存およびファイル出力することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。

4. お知らせ

お客さまのスマートフォン等の画面へプッシュ通知により当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナー等の情報を送信することがあります。この際、お客さまのスマートフォン等の位置情報を利用することがあります。なお、送信を希望されない場合は、本アプリもしくは端末の設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

5. 入出金通知

代表口座もしくは関連口座（普通預金）に新たな入出金明細がある場合は、スマートフォン等の画面に通知メッセージを表示します。なお、端末の設定状況によっては表示されない場合があります。入出金通知を希望されない場合は、本アプリもしくは端末の設定画面より変更が可能です。

6. 口座引落し予定通知

(1) 本アプリに登録した代表口座もしくは関連口座（普通預金）へ設定されている口座振替契約について、スマートフォン等の画面に引落し予定の通知メッセージ（以下、「予定通知」といいます）を表示します。予定通知の対象となる引落しの種類および通知の時期は、当行所定のものとしま

す。

- (2) 収納企業等からの引落とし依頼が遅れた場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、通知を行えない場合があります。また、収納企業等により引落とし依頼の訂正があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、通知の内容と実際の引落とし内容が異なる場合があります。
- (3) 予定通知は、収納企業等からの引落とし依頼情報に基づき利用者に通知するため、利用者が当行本支店等で「預金口座振替一時停止依頼書」を提出する等して引落としが行われない場合でも通知されることがあります。

7. 口座振替の引落とし不能通知

- (1) 本アプリに登録した代表口座もしくは関連口座（普通預金）へ設定されている口座振替契約について、引落とし処理が不能となった場合、スマートフォン等の画面に引落とし不能の通知メッセージ（以下、「不能通知」といいます）を表示します。不能通知の対象となる引落とし不能理由および通知の時期は、当行所定のものとします。
- (2) 引落とし処理が不能となった後、再振替等により引落としが行われた場合でも通知されることがあります。

8. 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」

- (1) 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」は当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引落すことにより、税金、各種料金等の払込みを行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスでは、「bankstage（バンクステージ）利用規定」第8条「提供サービス」11. 税金・各種料金の払込み（ペイジー）に定める内容を適用します。
- (3) 本サービスのご利用には、本条第12項に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

9. 振替

- (1) 本アプリに登録したお客さまご本人名義の預金口座間における資金移動取引を「振替」といい、当行は本サービスによりお客さまが指定した口座から振替金額を払出しのうえ、指定の入金口座へ入金します。
- (2) 指定できる預金の種類は当行所定の内容に限るものとします。

10. 振込

- (1) 本アプリに登録した口座から当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に、振込を行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスでは、「bankstage（バンクステージ）利用規定」第8条「提供サービス」3. 振込に定める内容を適用します。
- (3) 本サービスのご利用には、本条第12項に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

11. 家族口座照会サービス

(1) 概要

- ① 家族口座照会サービスは、当行に預金口座を保有するお客さま（以下、「被照会者」といいます）が、指定したご家族等（以下、「照会者」といいます）に、指定した条件で被照会者が保有する預金口座の残高・入出金明細の照会および入出金の通知を許可するサービスをいいます。
- ② 照会者は、被照会者による家族口座照会サービスの申込み以降、照会者が利用する本アプリ上で被照会者が保有する預金口座の残高・入出金明細の照会が可能となります。
なお、照会者が照会できる入出金明細は、被照会者による家族口座照会サービスの申込日以降

のものに限られ、被照会者の口座情報および入出金通知は、当行所定の時刻で更新・通知を行います。

(2) 利用申込み

- ① 被照会者は、本アプリで、預金口座の残高・入出金明細の照会および入出金の通知を許可する照会者の情報、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無を登録することにより申込みことができます。
- ② 被照会者は、家族口座照会サービスの申込みにあたり、申込み以降に被照会者のお名前・店番号・口座番号・残高および入出金明細が、照会者が利用している本アプリ上で提供されることについて同意するものとします。
- ③ 被照会者および照会者が本アプリをご利用いただいていない場合は家族口座照会サービスを申込みすることはできません。
- ④ 登録できる口座は当行所定の種類に限ります。

(3) 登録内容の変更

- ① 被照会者は、本アプリで、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無を変更することができます。
- ② 照会者は、本アプリで入出金通知の受信停止・再開ができます。ただし、口座情報の提供範囲および入出金通知の有無の変更はできません。

(4) サービスの終了

- ① 被照会者は、本アプリで家族口座照会サービスを終了できます。
- ② 照会者による家族口座照会サービスの終了はできません。
- ③ 次のいずれかに該当した場合、家族口座照会サービスは自動的に終了するものとします。
 - ア. 被照会者の bankstage が解約された場合。
 - イ. 家族口座照会サービスに登録している被照会者の口座が bankstage の利用口座から削除された場合。

(5) 免責事項

被照会者が誤った照会者の登録を実施した等の事由によりお客さまに損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。

12. ワンタイムパスワード

ワンタイムパスワードは、当行が指定する本アプリの一部のサービスのご利用時および bankstage におけるご利用時や取引時の本人確認に必要となる、可変的なパスワードを生成するサービスをいいます。

13. bankstage への自動ログイン

本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリから bankstage の各種取引画面へ遷移する際に、bankstage のログイン操作を省略することができます。

14. スマホ ATM

(1) 概要

当行が提携するセブン銀行の ATM（以下「セブン銀行 ATM」といいます）で本サービスの利用を選択し、セブン銀行 ATM の画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行 ATM の操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずにセブン銀行 ATM から本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しが可能となります。

(2) 利用条件

- ① 本サービスのご利用には、本条第 12 項に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。
- ② 本サービスで現金の預入れまたは払戻しができる ATM は、セブン銀行 ATM に限ります。

(3) 現金の預入れ

セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択し、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがってセブン銀行 ATM に預入れに係る現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作を行ってください。

(4) 現金の払戻し

- ① セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択し、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがって、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作（当行届出のキャッシュカードの暗証番号と払戻し金額の入力を含む。）を行ってください。
- ② セブン銀行 ATM で用意されている紙幣等が不足している場合には、本サービスによる現金の払戻しを中止するか、セブン銀行 ATM の画面に表示された範囲で改めて払戻し金額をセブン銀行 ATM に入力するかのをいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行 ATM に入力した金額の払戻しが行われるものとします。
- ③ 当行所定の方法により ATM 取引を制限している場合は、本サービスによる現金の払戻しはできませんので、予め制限を解除してから前号の操作をしてください。
- ④ セブン銀行 ATM での 1 回あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 回あたりの払戻し限度額またはセブン銀行所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、セブン銀行 ATM での 1 日あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日あたりの払戻し限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、セブン銀行 ATM について当行またはセブン銀行が定めた金額とします。
- ⑤ 当行は、セブン銀行 ATM の操作の際に入力されたキャッシュカードの暗証番号と、当行届出のキャッシュカードの暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超えた場合、本サービスおよびキャッシュカードでの ATM 取引を停止させていただきます。

(5) セブン銀行 ATM の利用手数料

- ① セブン銀行 ATM を利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、キャッシュカードを使用する場合と同様の判定基準により、当行所定の利用手数料をいただきます。
- ② 第 1 号の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落します。

(6) 本サービスの利用中止

スマートフォンの盗難・紛失等の理由により、本サービスの利用中止を行いたい場合は、当行所定の方法により申込み手続きを行ってください。

第 2 条 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第 3 条 ご利用条件

お客さまは、本規定および「bankstage (バンクステージ) 利用規定」にご同意いただいたうえで、以下

の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。また、以下のお客さまは本サービスをご利用できません。

(1) 事業用としてのご利用

(2) 日本国内に住所を有しないお客さま

すでに本サービスをご利用中のお客さまが、日本国内に住所を有さなくなる場合は、事前に当行所定の方法により当行に通知のうえ、本サービスに係る一切の契約を解約しなければならないものとします。また、お客さまが日本国内に住所を有しないと判断した場合、当行は、本サービスの全部もしくは一部を停止することがあります。

(3) 成年後見人制度をご利用のお客さま

家庭裁判所の審判により、補助・後見が開始された場合ならびに任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届け出てください。当行はお客さまからの届出により、本サービスの解約手続きを行います。お客さまからの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。）において利用できる状態にしておくこと。

3. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。

4. 本アプリのご利用パスワード（以下「アプリ暗証番号」といいます）の登録が完了していること。

5. 当行がお客さまについて bankstage の利用資格を認めなかった場合、お客さまは本サービスの全部または一部についてこれを利用することができません。

6. 本アプリを利用いただけるのは、登録した口座番号（代表口座）につきスマートフォン等1端末のみとなります。当行所定の口座をお客さまの任意で関連口座として登録できます。

7. 海外からの本サービスのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様・その他の事由により、本サービスの全部または一部のサービスをご利用できない場合があります。また、海外からの本サービスのご利用によって生じた損害について当行は責任を負いません。

8. システムメンテナンス等により本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第4条 利用登録

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまが利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、普通預金口座の店番号・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力するうえアプリ暗証番号等を本アプリに登録してください。

2. bankstage の契約があるお客さまは bankstage の代表口座が本サービスの代表口座となります。代表口座を変更することはできません。

3. お客さまがご登録のメールアドレスへ金融商品・サービスやキャンペーン情報、アンケート情報等を送信させていただく場合があります。

第5条 本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合する等当行所定の方法により行います。ただし、口座を登録せずにご利用になる場合は、この限りではありません。

1. 本アプリ起動時は、アプリ暗証番号により本人確認を行います。当行が認識したアプリ暗証番号があらかじめお客さまが当行宛に届け出ている内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受付します。
2. 生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。なお、生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存はしません。
3. 本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。

第6条 パスワード等の管理・セキュリティ

1. 本サービスの利用に必要なパスワード等はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、生年月日、電話番号、メールアドレスの一部等他人から推測されやすい文字や番号をパスワード等に使用することを避けるとともに、定期的に変更して、第三者に知られないようにしてください。なお、パスワード等の変更は、本サービスを利用した当行所定の方法で随時行うことができます。
2. 本サービスの利用において、お客さまが当行へ届出のパスワード等と異なるパスワード等を当行所定の回数以上連続して入力した場合、当該届出のパスワード等は無効になるものとし、当行は本サービス取引の全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きに従って、パスワード等の変更手続き等を行ってください。
3. パスワード等を失念、あるいは第三者に知られた可能性のある場合には、直ちに当行所定の方法によりパスワード等の変更手続きを行ってください。この変更手続きが完了する前に第三者が不正取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 スマートフォン等の管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なwebサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入する等、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条 スマート通帳

1. 紙通帳からスマート通帳への切替え
 - (1) お客さまは、当行所定の方法により、紙通帳をスマート通帳に切替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替えいただくことができません。
 - (2) 紙通帳をスマート通帳に切替える場合、紙通帳は切替え時点でご利用いただけなくなります。
 - (3) 切替え時点で紙通帳に記帳されていない入出金の明細は紙通帳に記帳いたしません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。
2. スマート通帳から紙通帳への切替え
 - (1) スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

(2) スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

(3) 前号の手續きに加え、スマート通帳から紙通帳への切替えを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまではスマート通帳から紙通帳への切替えを行いません。

3. 現金の受入れ

スマート通帳の預金口座に ATM で入金できない大口の現金、硬貨を受入れる場合は、当行が指定する書類に記入して、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

4. 預金の払戻し等

(1) スマート通帳の普通預金および貯蓄預金の払戻し、または定期預金の解約をする場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

(2) 前号の手續きに加え、この預金の払戻し等を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは預金の払戻し等を行いません。

5. 預金口座の解約

(1) スマート通帳の預金口座を解約する場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

(2) 前号の手續きに加え、この預金口座の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは預金口座の解約を行いません。

6. 紙通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、ATM によるお取引のうち紙通帳が必要なサービスはご利用いただけません。

第 9 条 取引の制限等

1. 当行は、お客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、「預金者情報等」といいます）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。

2. お客さまから正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他お客さまが本規定に違反したまたは預金者情報等に照らしお客さまとの取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

3. 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持していること及びその他必要な事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。お客さまが当行に届け出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

4. 本条第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまへの聞き込みおよびその他の事情を勘案し、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、

または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。

5. 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
6. 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、取引の全部または一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引の制限を解除します。

第10条 サービスの終了

1. 当行は、本サービスを終了することがあります。この場合は、当行は終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. お客さまは、アプリ利用解除およびご自身の端末から本アプリを削除することによりいつでも本サービスを終了することができます。ただし、bankstageの契約は継続します。bankstageを解約する場合、別途解約手続きが必要です。
3. 本アプリに登録されていた口座が全て解約された場合は、本サービスの登録は自動的に解除されます。
4. bankstageが解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。
5. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行とのすべての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
 - (1) 本規定その他の当行が定めた各規定に違反した場合
 - (2) 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかった場合
 - (3) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により当行に契約者の所在が不明となった場合
 - (4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合または任意後見監督人の選任がされた場合
 - (5) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあった場合
 - (6) 申込内容に虚偽の申告があった場合
 - (7) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (8) 取引時確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合(当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、契約者届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)
 - (9) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (10) 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客さまについて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - (11) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (12) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (13) 本項第 1 号、第 9 号から第 12 号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (14) 前条第 2 項から第 5 項までに定める取引の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合
- (15) お客さまが、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員
 - (c) 暴力団準構成員
 - (d) 暴力団関係企業
 - (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (f) その他前各号に準ずる者
- (16) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他前各号に準ずる行為
- (17) 本サービス申込み後、1 年以上利用がない場合
- (18) キャッシュカードが郵便不着等で返却された場合
- (19) 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じた場合

第 11 条 サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。この場合、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第 12 条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定等で追加的に発生する通信料も含まれます）。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合は、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
4. お客さまは、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合は、再度、本アプリをダウンロードしていただくうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。
5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイ

ルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客様のパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏洩する可能性があります。

6. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合は、お客様において本アプリの再ダウンロードをしていただいたうえで、再度利用登録を行っていただくことが必要となる場合があります。また、お客様のスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。
7. スマートフォン等を盗難・紛失された場合は、お客様が加入されている通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第 13 条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第 5 条により本人確認手続きを経て本サービスの提供に応じた後は、当行は利用者をお客さま本人とみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客様が本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

4. 当行取引先（事業先・自治体）の広告・クーポン等

当行取引先（事業者・自治体）の広告・クーポン等にかかる情報により生じた損害について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 14 条 利用者責任

お客様が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客様の責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客様の責任において解決するものとします。お客様が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客様がこれを賠償する責任を負います。

第 15 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の bankstage（バンクステージ）利用規定、各種預金規定、総合口座取引規定、各種カードローン規定、振込規定、カード規定、口座振替規定、証券総合取引約款・規定集、インターネット支店利用規定等の各規定により取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第 16 条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
3. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第 17 条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客様は、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。
3. 当行は、お客様による本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第 18 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2026 年 3 月現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772